

発議案第 2 号

市長の専決処分事項に関する条例の一部改正について

標記の件につき、別紙のとおり地方自治法第112条及び天理市議会会議規則第14条第 1 項の規定により提出する。

平成27年 3 月18日提出

天理市議会議員	飯	田	和	男
〃	川	口	延	良
〃	市	本	貴	志
〃	加	藤	嘉	久次
〃	三	橋	保	長
〃	岡	部	哲	雄

市長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 47 年 3 月天理市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 2 号を加える。

- (5) 支払督促から移行した訴えの提起、和解及び調停に関すること。
- (6) 市営の住宅の使用料等の請求及びその明渡しの請求に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。